

# 第 8 回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成15年12月11日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

## 第8回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成15年12月11日(木)  
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール  
開会 午前 9時30分  
閉会 午前11時45分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

佐藤 健治

太田 実

生出 竜哉

山下 三和子

阿部 仁州

若山 憲彦

佐藤 健児

武山 松義

阿部 敏男

・ 幹事長

若山 俊治

・ 副幹事長

佐藤 文志

欠席者

なし

事務局職員

木村 耕二

佐藤 正悦

日野 一典

阿部 陽一

説明要員

新妻 周俊

坂下 武美

阿部 吉治

神山 庄一郎

山下 壽郎

生出 太一郎

大橋 邦雄

西條 一正

武山 吉夫

木村 富士男

萬代 壽一

本木 忠義

鈴木 文也

木村 義則

遠藤 正啓

高橋 真

浅野 清一

齋藤 賢仁

馬場 利一郎

高橋 左文

橋浦 清元

今井 多貴子

酒井 一郎

山中 祐弘

石森 正人

石垣 仁一

千葉 光

多田 恭子

佐々木 康夫

大塚 智也

門田 純一

武者 賢三

齊藤 正

藤本 忠夫

三浦 總吉

平塚 義兼

高橋 冠

千葉 五郎

阿部 和彦

小野寺 好男

石川 文彦

齋藤 峰好

本田 亨

阿部 健司

松川 敏明

## 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 事
  - (1) 報告事項

報告第35号	石巻地域合併協議会幹事会幹事の変更について
報告第36号	石巻地域合併協議会第2小委員会について
  - (2) 協議事項

協議第3号の2	新市の名称(協定項目3)について
協議第6号の1	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)について
協議第13号の4	財産の取扱い(協定項目5)について
協議第25号の1	社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)
協議第26号の1	ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について
協議第27号の1	建設関係事業の取扱い(協定項目25-23)について
協議第28号の1	公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25-26)について
  - (3) 提案事項

協議第29号	公共的団体等の取扱い(協定項目16)について
協議第30号	慣行の取扱い(協定項目19)について
協議第31号	窓口業務の取扱い(協定項目25-8)について
協議第32号	高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25-12)について
協議第33号	学校教育事業の取扱い(協定項目25-27)について
協議第34号	社会福祉協議会の取扱い(協定項目25-31)について
  - (4) その他
    - ・ 第9回 石巻地域合併協議会の日程について
- 5 その他
- 6 閉 会

## 1. 開会

司会 おはようございます。

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、第8回協議会会議資料、第7回協議会会議録、11月27日に開催されました第2小委員会の資料をお配りさせていただいております。また、これまで御提案させていただきました案件の資料も御持参いただいておりますが、御確認をお願いいたします。

ただいまから第8回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名全員の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

## 2. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 おはようございます。それでは、一言御挨拶を申し上げます。本日、ここに第8回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中を協議会に出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、当協議会も本日で8回の協議を重ねる一方、11月26日からはほぼ連日のように各町長さん、議長さんに合併に対する厚い思いを触れていただきながら、それぞれの市町との共催による住民懇談会が各地で開催されているところであります。この懇談会では、新市まちづくり計画中間案を住民の皆様にお示しをし、地域課題や要望を受け計画の最終案に反映させるとともに、合併への理解を深めていただくものであります。各会場とも多くの住民の方々にお出でいただき活発な議論が展開されているようで、これらの住民意向につきましては今後の協議に生かしていかなければならないと思っております。

本日は、報告事項が2件、小委員会からの報告を受けての案件1件を含め7件の継続案件などの協議、6件の新規提案が主な議事となっておりますので、よろしく御協議をいただきますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

### 3 . 会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっておりますので、協議会規約10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第3の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、2名を指名させていただきます。

雄勝町の藤本忠夫委員、石巻市の武者賢三委員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

### 4 . 議事

#### (1) 報告事項

- ・報告第35号 石巻地域合併協議会幹事会幹事の変更について

土井議長 それでは議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項ですが、報告第35号 石巻地域合併協議会幹事会幹事の変更についてを事務局長から報告させます。

木村事務局長 それでは、1ページお聞きいただきます。

協議会の幹事に変更がございましたので、報告するものでございます。

まず、1の幹事会規程第3条第1号に定める幹事の牡鹿町の渡辺徹朗助役さんが11月30日付けをもちまして退任され、後任に須田次男総務課長。次に、同じく規程第3条第2号に定める幹事に阿部勉産業観光課長が、それぞれ12月1日をもちまして就任されましたので御報告するものでございます。

なお、2ページに新しい幹事の名簿を記載させていただいておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

土井議長 新幹事さんにはよろしくお願いをいたします。

- ・報告第36号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

土井議長 次に、報告第36号 石巻地域合併協議会第2小委員会についてを武者委員長から報告願います。

武者委員 「第6回第2小委員会」の報告を申し上げます。

去る11月27日、第7回協議会終了後、当ルネッサンス館において開催されました「第6回第2小委員会」の審議の概要について御報告申し上げます。

5ページをお開きいただきます。

前回の小委員会におきまして、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、継続協議の申し出のあった委員に意見を聴しましたところ、了承を得ましたので、当小委員会として次のとおり最終案として取りまとめいたしました。1といたしまして、新市に1つの農業委員会を置く。2といたしまして、平成17年7月19日までの在任特例とし、定数を80人以下となるよう、1市6町の農業委員会委員の互選により調整する。3といたしまして、合併後最初に行なわれる選挙による委員定数を、40人とし、4選挙区を設け、第1選挙区は現在の石巻市及び牡鹿町の区域、第2選挙区は現在の河北町、北上町及び雄勝町の区域、第3選挙区は現在の河南町の区域、第4選挙区は現在の桃生町の区域とする。4といたしまして、選任による委員の数は、農業協同組合が推薦した理事1人、農業共済組合が推薦した理事1人、議会が推薦した学識経験者5人以内とする。5といたしまして、新市の農業委員会に農地部会及び農政部会を置く、として会長に報告いたしました。なお、委員からの主な意見につきましては、概要報告書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

・石巻地域合併協議会住民懇談会開催状況について

土井議長 ないようですので、ここで本日の次第にはありませんが、石巻地域合併協議会住民懇談会の開催状況について、12月10日までの、昨日までの中間報告を事務局長から報告させていただきます。

木村事務局長 それでは、別に「住民懇談会開催状況」というタイトルのものをお配りしておりますが、そちら御覧いただきたいと思っております。

こちらには、12月10日現在の開催状況を記載させていただいております。委員の皆様方の御協力をもちまして、残すところあと5箇所懇談会がございます。中間で報告させていただくものでございまして、こちらに一般参加者が919人、それから協議会の委員の方々が75人お出でいただきました。それで、関係職員も含めると1,438人

現在のところ懇談会にお集まりいただいているものでございます。

なお、全日程終了後、懇談会での住民意向につきましては取りまとめる予定として  
ございます。

以上でございます。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、以上で報告事項を終わらせていただきます。

## (2) 協議事項

- ・協議第3号の2 新市の名称(協定項目3)について

土井議長 次に、(2)の協議事項に移ります。

協議第3号の2の新市の名称(協定項目3)についてを議題といたします。

7ページをお開きいただきます。

この案件につきましては、先の第7回協議会で住民懇談会なども踏まえるために継続協議となり、本日の協議会で新市の名称を決定することとしているものであります。皆様方の意見により、1つの名称に決定したいと思いますが、小委員会からの附帯意見も考慮のうえ、御意見をいただきたいと思っております。

それで、ちょっと提案をさせていただきますが、先般の第7回の会議のときに懇談会の中での住民の皆さんの意向をお聞きすると。そして、明日から懇談会が開かれるわけだからここで決定をしないで、住民の皆さんから御意見をお聞きした方がいいという御提案でございました。それで、お聞かせをいただきたいと思っておりますが、各町から今まで懇談会終わった分で、どういう意見なのかそれも聞かせてもらってよろしいですか、まず。

(「はい」という声あり)

土井議長 そういうことであれば、聞かせてもらいます。

まず、北上町の佐藤(健児)委員お願いいたします。

佐藤(健児)委員 私は前回でもいいと思ったんですが、いろいろ河南町の方からもありまして、やはりまだすっかり終わりませんので、私はむしろすっかり終わったら決めた方がいいと思っておりますが、どうですか。

土井議長 だいたい、今までの中で半分以上は終わってるわけですから。

佐藤(健児)委員 だから、うちの方では懇談会には名称は1つも出ません。

土井議長　　そうですか、分かりました。

　　なお、公募をしてるということで、附帯意見も「石巻市」というふうになってるんだけれども、前回のとき懇談会の方でどうですかと、明日からはじまるんだからお聞きしてからということだったもんですから、そういうことでお聞きをしてるもんだという思いでお聞きしました。

　　それでは、石巻市の方のお話をさせていただきます。石巻市の方では、その説明のあとに事情をお話しして、懇談会の皆さん方の意見をお聞かせいただいております。すべて、附帯条件のとおり漢字の「石巻市」でいいというふうに確認をとっております。そういうことですので、皆さんこの決定についてどうしたらいいかお諮りをしたいと思います。

（橋浦委員　挙手）

土井議長　　はい、橋浦委員。

橋浦委員　　北上町から、河南町のためにここまで延ばされたというような話ではないでしょうが。

　　これは、やっぱり民主主義の原則から言いますれば絶対多数の方はしょうがないのかなという認識は持っております。ただ、先般申し上げましたのは、新しい市をつくっていくんだということでございますので、ですから新しい名前ということではございませんが、いろいろと今までの経緯経過からみますと、私はひらがなの「いしのまき市」でもという認識は持っておりますが、大勢が漢字の方がいいと言えばそれに屈するよりないだろうというふうに思っておりますので、あえて河南町の合併懇談会については市の名称等々、漢字かかなということはお諮りはしませんでした。

　　以上でございます。

土井議長　　今のような意見もございますが、この案件についてどうでございますか。今日、決定した方がいいのか、なお継続にした方がいいのか。

　　まず、住民の皆さんの意向としては公募でもう既にそこに意見がきてると。だけど、慎重にした方がいいよと、新しいまちづくりだからということで、6つ名前を出して、そしてその中に附帯条件を付けてこの法定協議会の方にあがってきたと。そして、それを皆さんにお諮りをしましたところ、それはそうであっても懇談会も明日から開かれるんだから、懇談会の中で説明はしてるわけですからね。そういうことで、確認をとるように私の方はやってきましたけれども、漢字の「石巻市」でよろしいという話

なんです。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 牡鹿町でございますが。前からの会議のいろんないきさつもありますので、私はここで「石巻市」に決定した方がいいと思います。

ただ、条件ではございませんが、前にもお話ししたようにもっと合併の協議会がスムーズに進むように、特に石巻市の委員の方々にお願いをしたいと思います。条件ではありませんが、ひとつ心してこれからの協議にとりかかっていたきたい。これを要望します。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 平塚です。手前どもも、懇談会終了しております。

あいさつの中で、あるいは協議の中で、漢字の「石巻市」になりますと。

このあいだの第1小委員会の協議の結果、今回は満場一致で「石巻市」ということで誕生するということを懇談会の中で話しております。どなたも違和感がないんですね。当然そうなるだろうということでございますので、なにせ年の瀬も迫ってまいりまして、輝かしい新年を迎えるわけでありますので、今日ここで「石巻市」を誕生させて、そして新年を迎えるということはいかかなものかなと思いますので、どうぞ皆さん、前回第1小委員会では、次回満場一致で漢字の「石巻市」にするということでも私も発言をいたしておりますので、第1小委員会の皆さんは満場で「石巻市」でございますので、その方向でおまとめいただきますようお願いいたします。

以上です。

土井議長 はい、分かりました。

木村委員それから平塚委員からそういう御提言いただきましたんで、皆さんどうでございますか、新しい年を迎えるにあたりまして漢字の「石巻市」と。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私が懇談会があるからそこで聞きたいんだと、住民とともに歩みたいということをお願いをして今回まで延びた最大の原因者だなと思ってます。

先程、我が町の町長が言ったとおり、思いは同じであります。

継続にしますかという問いかけもありますけれど、継続して変えられるものがあるのなら継続にすべきだと思いますけれども、それはもうないんじゃないかなと思いますので、やはりここで決定をすべきだと思います。

土井議長 そういう御意見も出していただきましたもんですから。どうでしょうか、皆さん。今日、漢字の「石巻市」ということで決定をさせていただきたいと思いますが、どうでございますか。

（「賛成」という声あり）

土井議長 よろしかったら、全員拍手でお願いをいたしたいと思います。

（拍手）

土井議長 どうもありがとうございました。

それでは、漢字の「石巻市」というふうに決まりました。

いろいろ附帯条件もついてるようでございますが、前向きに検討させていただいて、合併の問題等々これからもいろいろ議論があると思いますが、全力を尽くして住民の皆さんに喜ばれるような新しいまちをつくらんがために努力をしたいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

・協議第6号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目8）について

土井議長 次に、協議第6号の1の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目8）についてを議題といたします。

8ページをお開き願います。

この案件は、第2回の協議会で第2小委員会に付託し調査、審議をお願いしていましたが、先程の武者委員長からの報告のとおり、最終取りまとめ案が示されましたので、それに基づき調整方針案を提案するものであります。

事務局から説明をさせます。

木村事務局長 協議第6号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、先程第2小委員会の報告のとおり提案するものでございます。

調整方針でございますが、読み上げる形の中で説明とさせていただきます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。1に、新市に1つの農業委員会を置く。2に、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の際に1市6町の選挙により委員であった者は、平成

17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合、委員の数が80人以下となるよう、1市6町の農業委員会委員の互選により、新市の選挙による委員として在任する者を定める。3に、合併後最初に行われる選挙による委員の定数は、40人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区の数4とし、第1選挙区は現在の石巻市及び牡鹿町の区域、第2選挙区は現在の河北町、北上町及び雄勝町の区域、第3選挙区は現在の河南町の区域、第4選挙区は現在の桃生町の区域とする。4に、新市の農業委員会の選任による委員の数は、法令の定めるところにより、農業協同組合が推薦した理事1人、農業共済組合が推薦した理事1人、議会が推薦した学識経験者5人以内とする。5に、新市の農業委員会に農地部会及び農政部会を置く。その構成として、農地部会は、選挙による委員が互選した委員15人、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した委員1人、議会が推薦した選任委員が互選した学識経験者3人とする。農政部会は、選挙による委員が互選した委員25人、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した委員1人、議会が推薦した選任委員が互選した学識経験者2人とする。

以上でございます。

よろしく御審議いただきます。

土井議長 ただいま事務局長から説明がありました。調整方針案について、また小委員会の意見を尊重し本日付けで決定するか、あるいは次回までの継続協議とするかも含め、どなたか御意見、質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、本日付けで決定ということによろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第6号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)について原案どおり本日付けで確認することといたしました。

全会一致で確認ということによろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第13号の4 財産の取扱い(協定項目5)について

土井議長 次に、協議第13号の4の財産の取扱い(協定項目5)についてを議題といたします。

9ページをお開き願います。

この案件につきましては、第4回協議会から継続協議となっているものでございます。調整方針案について、皆さま方から御意見をいただきたいと思いますと思いますが、どなたか御発言をお願いします。

ですが、前回は継続協議を主張した委員、石巻市の阿部吉治委員から先に発言をお願いいたします。

阿部（吉）委員 「石巻市」というお名前をいただきまして、心から厚く御礼申し上げます。

ところでなんですが、財産の取扱いについて前回議事録の22ページにもありますように、私たちは各町、もちろん石巻市のシミュレーションをとということで勉強研究会を特別委員会でさせていただきました。その結果、当時は事務局の方にそのシミュレーションを出していただくようお願いをいたしまして、早速出していただくという方向づけでございました。しかし、12月2日1時から約5時までの委員会を開催いたしました。あいにく、そうしたシミュレーションは各町のものはないのではないかと、という事務局からのお話をいただきました。

誠に残念でございますけれども、そういったことで委員会としてはもうちょっと独自の調査、研究が必要なのではないかということで、もう少々時間をいただきたいと思います。このように思っております。よろしく取り計らいをお願いいたします。

土井議長 要するに、継続協議にさせていただきたいということですね。

阿部（吉）委員 そうです。

土井議長 今、継続協議にさせていただきたいということですが、それでよろしいですか。

（三浦委員 挙手）

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 各町は各町なりに真剣に取り組んできたんです。私も、議員として良い町をみんなの喜ばれる町をと、これに全力を向けてきました。その結果が今の町の、市の状態でもあるはずなんでありまして、これはいまさら振り返ってみても直せるものでもない。やはり、新しいまちをつくって今度はそういう工夫してよい市をつくっていくということに私は立つべきだと思いますので、継続ということではなくして、これはこのままやはりここで決めていいんじゃないかと、決めるべきだと思います。これ

を協議したとしても、じゃ振り返ってみて戻れるのかと、戻れないと思いますよ。ということに立って、私は決めるべきだと思います。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 反論するわけじゃございませんけれども、人生うしろを見ても時には歩むべし、前を見て進むときは人生をうしろを見て反省をし、また時にはその思いを語りながら歩むものだろうとこのように思っております。ゆえに、新しいまち、新しい市をつくるためにはいろいろな今までの過程を、行程を研究し、そして未来の都市につなぎたいとこのように我々は思っておりますので、もうちょっと時間をいただきたいと思っております。

よろしく、三浦委員お願いいたします。このとおりです。

土井議長 そのほか、ございませんか。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、千葉委員。

千葉委員 私も、市議会の特別委員会の方がもう少し慎重に協議したいという気持ちは分からないことではないと思うんです。つまり、私たち委員も全員が確実にそれでいいのかというのは割り切れないところもあるかと思うんです。

ただ姿勢としては、なんでここにこだわるのかと考えてみますと、それじゃ貧乏な町、要するにお金のない町に、債務超過になっているところはないと思いますけれども、そういう貧乏な町って言葉悪いですけれども、余裕のない町はこれに入らないでくれということを、要するに石巻市はそういう町は出てくれということで心配してるんですかね。お金がない町は入らないで欲しいということが根底なんではなかろうか。ちょっとその辺を。だから、女川町なんかは、逆に言うと原発でお金がありますから逆に言えば入らないと。それで女川町には入って欲しいんですか、逆に言うと。ちょっと私は分からないなと思ったんですが。

土井議長 はい、今のことについて。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 前後しますけれども、女川町については私たち特別委員会も2～3回お邪魔させていただきました。それは、でも女川町さんが決めることでございまして、

私たちが関与することではないんだろうと思います。

それから、1つ目になります。町が経済的に厳しいからということではなく、逆に私たちは混ぜていただきたいと。石巻市は皆さんに混ぜていただきたいと。そして新しい都市をつくりたいと思っております。ただ1つ、なんで財産でそんなにといいこともあると思いますけれども、これは少なからず今から素晴らしいまちをつくるためにいろいろな各方向からそれを見ながら進めたいというのが、特別委員会そして市議会の意見だろうと理解しております。

もうちょっと時間をいただきたいと思えます。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 阿部(吉)委員さんね、前にはいろいろ各町のシミュレーションが出てるわけで、これらを踏まえてお互いに理解をして合併しようというふうなことで進んできたわけですね。

この前の会議のとき、あなたは町ごとに名指しをして駆け込み建設があるというふうなことで、それなりに町長が答弁したわけなんです。それぞれの町が責任を持ってそういう建設事業にしろあるいは財政にしろ、この合併を控えている真剣に検討しながら進めてるんですよ。なぜ、石巻市議会だけがほかの町に何を出せ、かを出せと言わなきゃいけないんですか。おかしいと思えますよ、私は。この合併協議会の上に石巻市議会の特別委員会というのがあるんですか。どうなんですか。皆さんはどういう感じで石巻市の代表として委員に来てるんですか。ほとんどのものは報告でいいんじゃないですか、それは。私はそう思いますよ。いちいちこの協議会で諮ったことを持ち帰って石巻市議会の特別委員会に諮って、さらに会派に諮って、そういうやり方というのはあるんですか。この協議会はどうなんですか、そうしたら。ほかの町の場合は町で責任を持って皆さんがやってるんですよ。ですから、あなた方はあなた方で石巻市のことをやりなさい、ちゃんと。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 言葉を返すわけじゃないんですが、石巻市は石巻市のことをやっております。皆さんのことについては、皆さんのところでやっていただいて結構だろうと思っております。

と言うのも、石巻市としては今から進んでいく過程の中で、石巻市のあるべき姿がどうなんだろうということいろいろと議論しておりますので、その辺は理解していただきたい。各町のことについては、私どもはどういう角度で出てくるのかなということのみでございますから。皆様のところの問題については、石巻市議会の特別委員会としては何も言うことはございませんので、そのように諮っていると思います。また、そのように今後とも諮っていきたいと思います。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 だから、各町に財政のシミュレーションなり何なり、今ここにきて出せということはいいんじゃないですか。それを検討してどうするんですか。みんな、各町が責任を持ってこの合併に向けてやってるんですから。それから、駆け込み建設事業というのは先だって桃生の町長さんから、北上の町長さんから、私からみな説明したとおりなんです。それ以上のもの、何が必要なんですか。その過程においては、まだ皆さんに示すことのできない過程の事業だってあるんですよ。何も隠してるんじゃないんですけれども。それを何が必要なんですか。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 議事録の21ページ、22ページあたりを見ていただくと分かるんですが、私たちはシミュレーションが出ているというので、それをお示しく下さいとお願いしたんでございます。

しかし、いざ12月2日の特別委員会のときにそのシミュレーションを事務局の方に、前回のときをお願いしてあったんでございますけれども、12月2日の1時のときに、そういうのはないんで出せかねますという提案されたのでございます。それではどうしようかということなんです、石巻市の中ではそういった中を含めながら今後どのようにしていくのかという検討をさせていただいたわけでございます。

土井議長 そのほかございませんか。

(酒井委員 挙手)

土井議長 はい、酒井委員。

酒井委員 桃生町でございます。

前回も同じような理論で、今回限り、この次は結論を出すと、こういう約束だっ

たように記憶しておるわけでございます。

今、阿部(吉)委員おっしゃることは今の法定協で言うべき言葉じゃないんですよ。研究会なり任意協の段階での話じゃないですかね。ちょっと認識不足じゃないですか。私そう思ってますが。どこだって、どこの町村でもそれなりの不平不満ございますよ。だから、小異を捨て大同につきながらやってるんですよ。それぞれ小さいことはいっぱいありますよ。そんなことを、元に戻りながらやっていったんでは17年の合併できませんよ。もうちょっと意識の改革が、本人の意識改革が大事なんじゃないですか。そう思います。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 私どもは、少なかれ皆さんとお話したことを石巻市議会の方法としては委員会に報告いたします。その委員会の中で結論いただいて、これはやはりそのままあげるべきだと、もうちょっと検討の余地が欲しいということは、これ石巻市議会の総意だろうと思っております。ですから、この中でも勉強しなさいと言われる分、批判されるなら批判されるで受けまされども、それは石巻市議会の中でやっていることでございますから、今のような表現をいただくとまたその表現を持ち帰らなくちゃいけないんです。分かりますか。ですから、表現の中傷的なことはできるだけ避けていただきたいと思いますよ。

酒井委員 中傷じゃないです。

阿部(吉)委員 石巻市が悪者になるような表現は避けていただきたい。なぜかというのと、これを持って帰るとまたこの話が出ますよ。今日、うしろの方で傍聴の方もいますよ。ですから、私の意見も委員会で決めた意見を申し上げておりますから。ですから、できるだけ言葉は慎みながら楽しい明るい石巻市をつくりたいと要望させていただきます。ですから、にこやかに進めるようにひとつお願いいたします。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私は、合併協をつくったはじめの頃に言ったんでありますけれど、市議の皆さんにもちょっと伝えていただきたいなと思うんです。

これは合併は合併なんですけれど、もう一度日本国をつくり直そうと。ですから、市民感情あるいは町民感情を捨てよう。私は、やはり作り直さなきゃいけないと思う

んです、今の日本国という組織そのものすべてを。国のあり方も間違ってますよ、衆議院、参議院のあり方、それから首相の選ぶのも間違ってる。県のあり方も間違ってる。県なんていらぬですよ、何回も言いますけどもね。その第一歩なんだと。国民という立場に立とうと。ここがなかったならば、私は合併なかなか難しいんではないかなと思いますので、そういうことをももう一度この祖国日本をつくり直そうと、国民という立場に立とうというところを、さらっとぐらいでいいですから言っていたければなと私は思いますね。

土井議長 そのほかございませんか。

(佐藤(健児)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健児)委員。

佐藤(健児)委員 阿部(吉)委員を非難するわけではありませんが、やはり少し他町に対する配慮が足りないのかなと思っております。やはり、名指していろいろなことを聞いたり、そうして翌日はああいうような新聞報道になりますし、石巻市はやはりここで一番重要なところにきたときは、ぼんとああいうようにやるのかなという思いしております。

佐藤議長、市議会ではどうしてもそれまでやらないと絶対だめなんですかね。何かしら少し、私あまりにもうしろ向きに足引っ張りするような格好で阿部(吉)委員の話聞いているんですが、その点どうなんですかね。

土井議長 はい、それじゃ佐藤(健治)委員お願いします。

佐藤(健治)委員 北上の佐藤(健児)委員、私と同じ名前で発音すると同じ名前です。

そういうことでございまして、今、私の方の阿部(吉)委員が皆さん方をお願いした件は、もう少し時間をいただいて、そしてちょっとだけ検討する部分がありますのでお願いしたいということでございます。そういうことで、そういう気持ちだけで、これを遅らすとかあるいは皆さんのためにならないようにするとかそういう意思はないわけでございまして、どうぞお許しいたいて阿部(吉)委員の方に時間を貸していただければ大変ありがたいと思います。

土井議長 そのほかございますか。

(橋浦委員 挙手)

土井議長 はい、橋浦委員。

橋浦委員 今までのやり取りを聞いておりますと、ただ我々は町を代表してこの合併協

に臨んでおりまして、そこでいろいろシミュレーションしながらやってきたわけですね。私は河南町ということで、ここで出た問題を河南町に帰ってもう1回議会なり皆さん方諮ってまいりますということではないだろうと、私は認識しております。

従って、石巻市の阿部(吉)委員でございますけれども、これまでも大変申し訳ありませんが、何回もここで出たことを持ち帰って特別委員会にお諮りします。そして、あとは特別委員会の方々の御賛同を得て方向づけをしたいということ、これは確かにこれはそのとおりだと思います、今の民主主義でありますので。ただ、これまでも何回かありましたように、1つお願い申し上げたいのは、一步下がって今この雰囲気というものをとらえながら、もう1回石巻市の特別委員会を開きまして絶対的な方向づけとしてこれは大丈夫ですよと、それまでひとつ時間を貸してくださいというなら分かります。ただ問題は、帰って行ってまだいろんな話が出るはずだろうと私は思います。しかしながら、その中でやっぱり特別委員長としてその権限の中にまとめあげていくという御自身の自信があれば、もう1回下がってもしょうがないかなと思います。

その辺の決意などをお話をいただきたいなと思います。

土井議長 今、橋浦委員の方からの御意見でございますが、どうですか、阿部(吉)委員。決意のほどを含めて、どれぐらいまでどうなのか。もうそろそろ、そういうお話をする時期だと思いますが、お願いします。

阿部(吉)委員 分からないこともないんですが、議事録どうこうというんじゃないんですが。議事録の中に、シミュレーションあったらその後何回でも継続して審議してもいいよという言葉もあるんですよ。ですから、私心苦しんだけれどもそういうことが出てくる。それを、やっぱり特別委員会から来てますから持って行って報告する義務もございますのでね。その点、御理解していただかなくちゃいけないかなと。

ただ、希望は合併をし素晴らしいまちをつくりたいということには変わりないわけでございますから、港に入るのは石巻港でございますのでよろしくをお願いします。

土井議長 今の決意でよろしいですか。

( 齋藤(賢)委員 挙手 )

土井議長 はい、齋藤(賢)委員。

齋藤(賢)委員 石巻の齋藤です。

この合併に対しては、当初から対等合併で行なうということでございますので、当然保有する財産、債権債務これは新市にすべて引き継ぐというのは当然だろうと思っ

ております。

ただ、石巻市の阿部（吉）委員が心配されているのは、新しい市になってからの財政状況等これが心配されてるのかなと思うんですが。その辺については、やはりこの協議会というよりも幹事会なり専門部会等で十分に検討するという事で、市議会の方も御理解をいただかないとなかなかこれ決着がつかないのかなと思いますので、私はその辺をもう1回だけ市議会の方に持ち帰って、そして幹事会なり専門部会等で十分検討していただくような体制で協議会は新市にすべて財産は引き継ぐという形で持っていった方がいいのかなと、私なりに考えております。

土井議長 今の提案、なかなかいい提案だと思うんですけども、どうでございますか。御意見がございましたら。

今の御意見は、阿部（吉）委員が特別委員会へ行って今日の報告をして、そして具体的話はその専門部会そちらの方にゆだねて、専門家ですからね、そしてその報告に従って決定をすところこういう提案をしていただいたわけですが、どうでございますか。

橋浦委員 もう1回だけ仕方がない。

土井議長 どうぞ、手を挙げて橋浦委員、聞こえない方もいらっしゃるようですから。

（神山委員 挙手）

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 このように口論を自縛してたって時間がどんどん経つだけであって、やはりあくまでも阿部（吉）委員は特別委員会に持ち帰りたいと何回も同じことを繰り返してるわけなんですから、この協議会だけは一応継続にもっていった方がいいとこのように考えます。

土井議長 ですから、継続にもっていく方法もいつまでも継続継続というのも困るよという話も、皆さんからの意見だと思うんですね。ですから、その具体性を検討してもらうには研究会か専門部会の方にゆだねて、そしてそちらの決定を待ってこちらにあげてもらおうという方法をとったらどうですかと、齋藤（賢）委員の方からのお話ですが、それでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

土井議長 じゃ、阿部（吉）委員、そういうことで取りまとめをお願いしたいと思います。

阿部（吉）委員 はい、了解。

土井議長 もう1回確認をします。よろしいですね。

今日は継続審議としてくださいということです、それはOKですね。

（「はい」という声あり）

土井議長 ただ、いつまでもそういうわけにもいかないから、やはり今日の状況を特別委員会に報告をしたあと、専門部会とか分科会とかその専門の方にこれをゆだねて、そして事務的な検討を重ね、そしてその決定をこの法定協議会の方に進言をしていただくと、こういうことでよろしいですか。

（三浦委員 挙手）

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 こっちは皆いいんですから、異議を申し立ててるのはその2人ですから。ですから、そっちに確認してください。JAいしのみきの組合長さんが提言したのを守れますかと。こっちはみんないいですよ、これは。

土井議長 じゃ、そういうことでよろしいですか。

はいと手を挙げて、挙手をしてマイクで話してください。

（阿部（吉）委員 挙手）

土井議長 はい、阿部（吉）委員。

阿部（吉）委員 今回は継続ということでさせていただき、特別委員会に持ち帰りさせていただき、その旨をまた伝えますんで。伝えて、また幹事会なりそういった方向づけでやっていただければいいのかなとこう思っております。

土井議長 それでよろしいんですね。

阿部（吉）委員 ちょっと待ってください。

ここで、私の結論は出せないんですよ。個人です、私。ここに来ると委員会の代表者でございますから。でしょう。そうなんですよ。私がかここでというわけにもいかないんです。これが、今の議会の組み合わせになるんですよ。ここで個人的発言、私皆さんの気持ちも知ってますよ。木村委員なんて、私が歩き出したときから知ってるわけでございますから、その気持ちはよく分かるんですが。という、この民主主義国家の中の1ページになると思いますんで、その旨を帰って伝えますということです。

土井議長 どうですか、そういうことですかということですが。

（三浦委員 挙手）

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私は議長として来てるんです、議会を代表して来てます。ですから、ここで決めたものは私の責任の中で議員の方々に説明します。この覚悟で来てます、ここに。私は、議長というものはそういうものだなと自分では思ってるんだけれども、違うんですかね、みんなは。

土井議長 はい、どうですか。

(武山(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、武山(吉)委員。

武山(吉)委員 世の中勉強して、話が上手な人は黒いものも白とこのように言えることもあります。従って、言葉巧みにこの人数を、この集まりを延ばし延ばしするということは私は非常によくないなと。決まることはやっぱり決めていくべきだと思っています。世の中には、人を殺してもしっかりと自分で認めていながら、そのうちに無罪だと主張する今日です。ものごとは、きちんとやっぱりしていかなければならないと思います。2,000項目もあるこの合併協議会を、このようなことでは到底期日までこの合併がスムーズにいかないと思います。

石巻市議の阿部(吉)委員は、特にこの問題でいろいろはっきり申し上げて困らせておるようですが、牡鹿の木村委員が言ったように、常に1市6町の上に、合併協議会の上に石巻市議会があるということでは、私はいけないと思います。どうぞそういうことで、なるほど言うことは立派でございます。立派過ぎるほど立派ですから、その辺どうぞ皆さんよろしくひとつお願いしたいと思います。

以上です。

(神山委員 挙手)

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 関連で、この場合確認しておきたいと思います。

先程、河南町の三浦議長が言ったように、やはり我々も組織の代表をもってこの場に臨んでおるわけなんで、今までの阿部(吉)委員の当協議会に臨む姿勢ですね、これは先程来、何人かの委員から指弾されておりますが、我々もやはりことと場合によっては組織決定を待たなければならない結論も多分今後も出るだろうと。その場合は、やはり持ち帰るということをおの場合あり得るんだということをきっちりとどけていただきたいとこのように思います。

(佐藤(健治)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健治)委員。

佐藤(健治)委員 先程からいろいろお話出ているわけですが、協議会の上に石巻市議会の特別委員会があるわけではございません。石巻市議会の本会議で、特別委員会を設置するという議決に基づいて特別委員会があるわけですが、それで選任された各委員が阿部(吉)委員のもとにいろいろと協議して、そして1市6町の合併についてできるだけ早く、そしてできるだけ実のある調査をしてやるという目的に向かって今進んでいるわけですが、よその方を見ましても、今までのことを見ましてもなかなか1回で決まらないとかいろいろあるわけですが、その辺の御事情を十分に御賢察されまして、私たちの立場を御理解いただきたいというふうに思っている次第でございます。

土井議長 それでは、意見も出尽くしたと思いますし、この委員の皆さん方の石巻市に対する考え方も述べていただきましたから、皆さんどうでしょうか、佐藤(健治)委員それから阿部(吉)委員にお願いをして、ぜひ特別委員会の皆さん方の御理解を得、そして専門部会の方に審議をしていただいて、そしてその答申を待つということはどうでございますか。

(千葉委員 挙手)

土井議長 はい、千葉委員。

千葉委員 ちょっと私は素人なんで分かりませんが、ただ特別委員会の委員の方々はこの調整方針の中で、つまり債権債務はすべてという言葉にこだわってるんですかね。つまり、北上町にこういう債務があるのであればこれは除いてくれというふうなことを心配してらっしゃるのか。ちょっとそこだけをはっきりして欲しいんですね。それを心配してるんですかね。例えば、元の北上町にこういう隠れ借金みたいなものがあつたと、それについては北上地域の人たちで背負ってくれというふうなことを心配なさってるんですか。それ以外にないような気がするんですが、何を心配してるんですかね。

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 私も、実は不思議だなと思うのが、今あるんですよ。なんで、これ継続で1回、2回、3回、新都市をつくるまでに決めればいいことなのに、なんでこれにこんなにこだわるのかと。私たちは、やはりその立場立場によって継続もやむを得

ない。ほかのものについてはばんばん決めてますよね、すぐ。私もここで直結も出してましたよ。これ直結出してるというのは、委員会に諮って、これについては悪いけど委員長に任せてもらっていいかと、いいですよと、じゃこれはそれでいきますとこういうことなんですよ。これをだから継続にさせていただきたいとお願いしているわけですから、継続にさせていただいて石巻市としては検討させていただきたい。

それから、もう1つ今北上町の千葉委員が申し上げたこと。うちの方ではそういうことはまだ話に出ていません。それは、北上町とか各町のことでございますので、私たちの入る余地はないと思っておりますので。ただ、石巻市としては今後の町のあり方、石巻市も含めてですよ、石巻市も含めて、石巻市もきつい立場にあるわけですから、事業を含めた中で財産の取扱いについて今勉強していると、このようなわけがございます。

(佐藤(健児)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健児)委員。

佐藤(健児)委員 今、うちの千葉委員がいろいろ我が町の財政も心配して阿部(吉)委員に言ったようでございますけれども、我が町は出した以上は何もありませんので大丈夫ですから。その点はあまり心配しなくても大丈夫です。

ただ、やっぱり阿部(吉)委員がこれまでずっと何かしら引き延ばしみたいな格好ですから、どうもぴんと頭にすぐくるんですけれども、もう少しやはり紳士的に今言う、いちいち委員会に持って行って諮って、また来て、どうもこれでは本当に前にさっぱり進まないような格好でございますけれども。ただ、これを今阿部(吉)委員が言うとおりに、本当になんでこんなにこだわるのかと言いますけれども、やはりこういうものをきちきちとやっていきませんと前には進まない。そしてまた、本当に信頼関係が薄れるのかなという思いであります、私も。その点、もう少し紳士的にやってもらわないと、どうもしっくりした合併にいかないのかなと思っておりますよ。

土井議長 そういうふうな意見を尊重しなければならないということを入念に入れながら、阿部(吉)委員、佐藤(健治)委員、対応方お願いできませんでしょうか。

どうですか。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 今、言われたとおり一生懸命なって前向きに進めていきたいとこのように思います。

土井議長 委員の皆さん方のそういう思い、それから阿部(吉)委員そういう報告、今日は傍聴の方に石巻市議会の特別委員会の議員の方々もいらっしゃいますから、この場の空気それから議論も直接お聞きになっているわけでございますから、その辺も踏まえての対応をしていただければと思いますので、今日は継続協議ということによろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 よろしいですか。じゃそういうことで。

そして、そのときに専門部会等々の対応についても御相談をいただくということにさせていただきたいと思えます。

それでは、継続協議にさせていただきます。

- ・協議第25号の1 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について  
(その1)

土井議長 次に、協議第25号の1の社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)を議題といたします。

10ページをお開き願います。

この案件は、第7回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思えますが、どなたか御発言をお願いをいたします。

ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第25号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

- ・協議第26号の1 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について

土井議長 次に、協議第26号の1のごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)についてを議題といたします。

11、12ページをお開き願います。

この案件も、第7回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言はございませんか。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 ごみ委員として、一言。

この間、1点だけ今からのサービスの方で調整していくとどこでというのは検討にまた念を押しておきますが、祝日の収集で固定するというのも検討課題に入れてください。やれと言ってるんではありませんので、検討課題に入れてください。

それで、今日は1点だけこの4番目、ごみ焼却施設。この間、牡鹿町の木村委員にいろいろ御意見もいただいたんですが、現行のとおり新市に引き継ぐというのは、例えばうちの方のもう釜の火をおとした釜、あと石巻市の稲井、そして市内の釜にある施設もありますし、河北町、北上町、桃生町の河北地区衛生処理組合、あとちょっとどのような調整するのか分かりませんが河南地区衛生処理組合の河南町さん分もありますんで、その辺のところ、河南町の方の調整のことはどうのこうのではありませんが、それまで含めて全部引き受ける。つまり、今現時点で合併までの間に使わなくなった焼却施設の廃棄とかというのは、とりあえず今の町では考えなくてもいいということなんでしょうか。その辺のところをちょっと確認したいと思います。

土井議長 ちょっと、事務局の方から説明させます。

木村事務局長 合併期限の平成17年3月31日まで、まだ1年と若干あるんですが、これは現時点の各市町で存続しているわけでございます。その中で、事業計画が立てられまして取り壊し等の実施が可能な部分につきましてはそれで進めていただく。それで、平成17年4月以降になる部分につきましてはそのまま引き継ぐというようなとらえ方をしていただきたいとは思いますが。

土井議長 よろしいですか。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 今の財政状況で、どこでも今やろうなんてところはまず考えられません。ですんで、それはやはり負の財産ということになります。ですから、ここで今日、今確

認となります。なりますと、阿部（吉）委員、負の財産も引き受けるということになりますんで、うちの方は1つですが石巻市は2つありますんで、その辺のところも前の項目の中に加味しながらやっていただきたい。

これは全部皆さん、全部すねに傷を持っておりますんで、やはりある程度のことは目をつぶらなくちゃいけないかなというようなところはありますんでね。そこは確認だけしたいと思いました。

土井議長 そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第26号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第27号の1 建設関係事業の取扱い（協定項目25 - 23）について

土井議長 次に、協議第27号の1の建設関係事業の取扱い（協定項目25 - 23）についてを議題といたします。

13ページをお開き願います。

この案件も、第7回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんでしょうか。

（佐藤（健児）委員 挙手）

土井議長 はい、佐藤（健児）委員。

佐藤（健児）委員 ここで市長に確認しておきますが。

ここの、石巻市の道路認定につきましては4.0メートル以上となっておりますのでございますけれども、我が町など郡部の方には4.0メートル以下の道路がずいぶんございます。その点の認識を市長に聞いておきたいんですが、一応、市の条例では市長が特別認めた場合にはそれはできるということがあったとかと、いろいろ幹事の方から聞いておったんですが、ないそうだと聞きましたんで、その点ここで確認しておきます。

土井議長 建設専門部会長。

門田建設専門部会長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ここでの調整方針につきましては、石巻市の例により合併時に統一するということでございます。石巻市の例によりますと、道路の幅員は、原則として6.0メートル。また市長が特に認めたものについても、道路幅員、建築基準法上2.0メートルずつ中心から後退して整備されたものについては認めるというような基準でございます。

今後、石巻市の例により基準を定めていくわけですが、やはりその地域にあった海岸とかそういう地域特定の場所によっては、その辺も含めながら今後のそういう指導要綱、道路の認定要綱について策定していくというようなことでも、幹事会でもお話いたしました。

(佐藤(健児)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健児)委員。

佐藤(健児)委員 そうすると、幹事会ではそのとおり発言はして答弁したと思うんですが、やはりこれから本当に新市になった場合にそれなりのしっかりと条例で決めておかないと大変と思いますが、その点、市長の腹としては大丈夫なんですよ。

土井議長 大丈夫です。

佐藤(健児)委員 やっぱり郡部の方では、本当に4.0メートルないところもあると思うんですよ。その点を一応確認しておきたいんですが、やはり全部郡部の方では6.0メートル以上という道路がなかなか大変なもんですから、その点をこれからの新市において、石巻市の例によるとなっておりますけれども、それがしっかりとした条例などこの際につくらないと大変かなと思うんですが、それは先のことでございますけれども、とにかくそういう認識であっていいですね。

土井議長 はい、建設専門部会長。

門田建設専門部会長 確かに、北上町の場合は住宅と住宅をつなぐものとか、幹線と幹線をつなぐものは2.5メートル以上というような町道の認定基準がございます。石巻市の場合ですと、やはり基準は6.0メートル、特に認めたものは4.0メートル。それで、やはり道路の維持管理していく以上のそういう幅員とか、緊急車両の通行とか、そういうことを加味いたしまして、それから石巻市の市道認定基準をもとにして、今後そういう地域の特性を考慮しながらその基準を策定していくということで御理解いただきたいと思います。そういう分科会、それから専門部会での調整方針でございました。

土井議長 よろしいですか。

佐藤（健児）委員 はい。

土井議長 そのほか。

（高橋（冠）委員 挙手）

土井議長 はい、高橋（冠）委員。

高橋（冠）委員 佐藤（健児）委員の関連でございますが、各町関係を見ますとほとんど道路法に基づきまして町長が認め、それを議会にかけて認定させたものが町道だというふうに理解しております。従って、石巻市の4.0メートルないしあるいは6.0メートル基準でもっていきますと、トータル的にかなりの実延長が激減すると私は感じました。

そういう中で、道路の延長等が激減いたしますと当然地方交付税等に大きな影響がでてくると思いますが、その辺のことにつきまして具体的に御説明をお願いしたいと思います。

土井議長 はい、建設専門部会長

門田建設専門部会長 ただいま説明不足のことがあったようでございますけれども、現在、市道それから町道に認定されております道路については、そのまま新市に引き継ぐということでございます。

よろしく願いいたします。

土井議長 はい、よろしいですか。

高橋（冠）委員 了解。

土井議長 そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第27号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第28号の1 公立学校等の通学区域の取扱い（協定項目25 - 26）について

土井議長 次に、協議第28号の1の公立学校等の通学区域の取扱い（協定項目25 - 26）についてを議題といたします。

14ページをお開き願います。

この案件も、第7回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第28号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

### (3) 提案事項

- ・協議第29号 公共的団体等の取扱い(協定項目16)について

土井議長 次に(3)の提案事項に移ります。

協議第29号 公共的団体等の取扱い(協定項目16)についてを議題といたします。

総務専門部会長から説明させます。

新妻総務専門部会長 それでは協議第29号 公共的団体等の取扱い(協定項目16)について御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の21ページをお開き願います。

提案理由の前に、公共的団体の定義等について確認させていただきたいと思えます。まず、2の公共的団体の定義でございますが、「公共的団体等」とは、その市町村の区域内にある農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、それから社会福祉協議会、老人ホーム等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものは全て含まれます。これは、法人であるか否かを問わないものとされており。なお、公社・事業団・第3セクター等及び社会福祉協議会につきましては、ここでの公共的団体での取扱いには含まないものといたします。これは、別の協定項目で検討・確認することとなっております。それから、3でございますが「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については、以下の観点から整理を行うこととします。でございますが、市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの。具体例ですが、社会福祉協議会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等でございます。といたしまして、団体の設置について、市町が関

与しているもの。具体例としまして、シルバー人材センター、交通安全協会、国際交流協会等でございます。 としまして、市町村の事業に大きく関与しているもの。具体例としまして、観光協会、体育協会、文化協会等でございます。このように整理したうえで調整するものいたします。次の、4の留意事項でございますが、 でございます、合併特例法第16条第8項では、合併後も関係市町村単位で各種の公共的団体等が存在することは、新市の一体性確立の面からも好ましくないという観点から、合併に際してはその区域内の公共的団体等は統合整備を図るように努めなければならないとなっております。 でございますが、地方自治法第157条では普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることとされておりますことから、できる限り公共的団体等の統合がなされるよう理解を求める必要があるとされております。

以上のことを踏まえまして、提案理由の御説明をいたします。左側20ページを御覧願います。提案理由でございます。公共的団体等については、市町の合併に際して新市の一体性を速やかに確立するため、その総合調整を図るよう努める必要があります。また、地方自治法によれば、普通地方公共団体の長は行政と公共的団体の事業活動との適切な調和と協力のもとでよりよい地域を作るためにも公共的団体等を指揮監督することができることとされていることから、公共的団体等の基本的あり方として次のとおり提案しようとするものでございます。(1)1市6町に共通している団体は、次のとおり区分し、調整に努めるものとしします。 ですが、法令により組織の一体性が義務づけられている団体についてであります。市町の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体については、合併した時点で区域も1つになり、新市の一体性確立の面から合併時までにはできる限り法に沿った統合整備に努めるものとしします。ただし、実情により合併時まで統合又は再編できない団体につきましては、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努めるものとしします。 でございますが、法令に組織を統合する義務づけはないが共通の目的を持ち、合併による一体性が望ましい団体についてであります。各団体のあり方、実情を尊重し、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるものとしします。ただし、各団体の事情により統合に時間を要する団体については、実情を尊重し、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとしします。(2)でございます。1市6町で独自の目的をもった団体については、地域性の高いものや特定の分野を守備範囲とする団体でありますので、設立の趣旨を

尊重し、現行のとおりとするものでございます。

この提案理由に基づきまして、15ページにお戻り願います。調整方針を次のとおり提案するものでございます。公共的団体等の取扱い、これは社会福祉協議会を除きませんが、取扱いについては、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整する。1、1市6町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編するよう調整に努める。なお、統合又は再編に時間を要する団体は、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。2、各市町独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。以上が調整方針でございます。

次、16ページをお開き願います。ここには協議事項の調整内容の総括表でございます。ここに掲げてございますようにそれぞれ各市町の公共的団体がございます。ほとんどが1市6町に共通している団体でございます。それで、調整項目2の、各市町の独自の目的を持った団体の具体例としまして2つほどございますが、16ページの中頃ちょっと上に企画関係というのがございます。その企画関係で、石巻市の欄にマンガを活かしたまちづくり推進協議会、それから「萬画の国・いしのまき」推進委員会というのがございます。それから、雄勝町の同じく企画の一番下でございますが雄勝町結婚相談連絡協議会このようなものがございまして、これが各市町独自の公共的団体でございます。公共的団体の総括表が、16ページから19ページまででございます。

それから、22ページをお開き願います。ここに参考として、商工会議所・商工会のことを掲げてございます。読ませていただきます。商工会議所の地区は原則として市の区域、商工会の地区は原則として1つの町村の区域であり、通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置することになります。合併が行なわれた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併後の新市の区域とするための定款を変更するか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、従前の区域とする特例が定められており、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することになります。しかしながら、新市町の一体的な発展を図るためには、できるだけ統合に向けた取組みに努めることが求められておりますが、昭和60年4月以降の市町村合併のうち、商工会議所・商工会の統合が行なわれた例は2例だけであるということでございます。これは参考でございます。

それから、右側の23ページには関係法令を掲載させております。24ページも同様で

ございます。

そして、25ページは先進事例2市、それから2つの合併協議会の事例を掲げております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会長より説明がありましたが、本件について質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それではないようですので、本件については次回まで継続協議とすることになさせていただきます。

よろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第30号 慣行の取扱い(協定項目19)について

土井議長 次に、協議第30号 慣行の取扱い(協定項目19)についてを議題といたします。

総務専門部会長から説明させます。

新妻総務専門部会長 それでは、協議第30号 慣行の取扱い(協定項目19)について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の34ページをお開き願います。

提案理由の説明をさせていただきます。慣行については、各地域の歴史や伝統文化などといった個々の地域特性に即して定められており、その結びつきから住民との愛着が深いため、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮して調整する必要があります。よって、慣行の取扱いについては、合併後の一体性の確保の観点から、次のとおり提案するものといたします。(1)市章についてでございますが、市章は、新市のシンボルとなるものであり、各種行事の際に掲げる市旗や新市において発行する住民票、封筒などには、それを図案化したものが入れ込んであります。そのため、新市が誕生した時点で各種事務に支障をきたさないよう、新市の名称が決定後速やかに市章制定に関する検討を始め、合併時まで決定し、新市において制定しようとするものでございます。(2)市の花・木・鳥等についてでございますが、花・木・鳥等は、古くから住民に親しまれており、また、地域の特性や個性と結びつきが深いものであります。

そのため、採用方法については、新市移行後、現行市町のものを踏まえながら広く地域住民の意見を聴くために公募とし、新市において制定するものとしたします。(3) 市民憲章及び各種宣言でございますが、市民憲章及び各種宣言については、新市の基本姿勢となるものであることから、新市において制定するものとしたします。なお、新憲章の制定後は、広く住民に周知するための方法も検討することとしたします。

これに基づきまして、調整方針の提案を御説明申し上げます。27ページにお戻り願います。慣行の取扱いについては次のとおりとする。1.市章については、合併時に制定する。2.市の花・木・鳥等については、新市において制定する。3.市民憲章及び各種宣言については、新市において制定する。以上でございます。

なお、本日新市の名前が決定いたしましたので、速やかに検討をはじめることとなりますが、新市の名前が「石巻市」となりましたことから、現在の石巻市の市章を使用するのか否かも含めて調整することとしたします。

それから次、28ページ御覧願います。これが1市6町の市章それから町章でございます。それから、市町の花それぞれ掲載してございます。

それから、30ページにつきましては1市6町の木・鳥等に関することでございます。

それから、32ページが市民、町民憲章に関すること、それから宣言に関することでございます。

それから、35ページには先進事例を掲載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

土井議長 ただいまの専門部会長よりの説明に対しまして、何か質問ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 あるというんじゃないんですけれども。2.市の花・木・鳥等についてはというところね。30ページを見ると、牡鹿町、雄勝町は魚も入ってるんですね。私は河南町で、今まで海のないところできたもので、海がふるさとになるというのにもものすごいうれしさを覚えてますので、これ魚というものも書いた方がいいのではないかなと思ったもので、以上です。

土井議長 はい、総務専門部会長。

新妻総務専門部会長 お答えいたします。

市の花・木・鳥等については、今現在1市6町すべて制定しておりまして、今御発言ございました魚とか、あるいは牡鹿町ですと鹿とかも町の動物と制定してまして、そこを含めまして鳥等と、この等の中にすべてを含んでそれを想定してございます。

よろしく願いいたします。

三浦委員 分かりました。

土井議長 そのほかございませんか。

(高橋(左)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(左)委員。

高橋(左)委員 新市でありますから、市章ぐらいいは新しいものという思いもございますが、一方では財政縮減ということになりますと、今の市章の先程の説明ありましていろいろ封筒やら何やら使っていると、やはりそのストックがいくらぐらいの金額になっているか。それによっては、また考えていかなくちゃならないという思いもするんですけれども、1市6町全部の市章、町章を見てますと、現在の石巻市の市章、大変これデザイン的にもかなりいいなという感じはいたします。その点も含めて考えていきたいなと思っておりますので、ひとつその辺、宿題としていくらぐらい在庫が残っているかと。この次でよろしいです。

土井議長 じゃ、この次まで調べて事務局から報告させます。

そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ございませんね。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは協議第30号は継続協議とさせていただきます。

・協議第31号 窓口業務の取扱い(協定項目25-8)について

土井議長 それでは、次に協議第31号 窓口業務の取扱い(協定項目25-8)についてを議題といたします。

生活環境専門部会長から説明をさせます。

松川生活環境専門部会長 それでは、窓口業務の取扱い(協定項目25-8)について提案理由の御説明を申し上げますので、資料の40ページを御覧願います。

提案の理由といたしましては、住民基本台帳、戸籍、外国人登録、印鑑登録、埋火葬許可等の各種手続及び諸証明は社会生活に密着したものであり、役所に来て直接受

けるサービスであることから、これらの主な窓口業務が新市の本庁並びに総合支所及び支所でどのようになるかは、生活に影響を及ぼすものであり、住民にとって関心のある事項であります。各市町におきましては、それぞれ主管課や窓口設置場所が異なるものの、住民が転入転出する際の届出、戸籍の届出、それらに付随して発生する窓口業務を何れも取扱っております。窓口での取扱い業務、開設時間及び閉庁時の取扱いにつきましては、合併により住民サービスの低下を来たさないよう調整することを提案するものです。

次に、調整方針について御説明申し上げますので、戻りまして37ページを御覧願います。窓口業務の取扱いについての調整方針でありますけれども、1. 窓口の取扱い業務については、住民サービスの低下を来たさないよう合併時までに調整する。2. 住民が転入転出する際の手続きに必要な業務は、本庁並びに各総合支所及び現行の支所で、窓口業務として取扱う。3. 窓口の開設時間は、8時30分からを基本とし、合併時までに調整する。開設時間の延長などを行う場合は新市において定める。4. 閉庁時においても、戸籍届受付及び関連事務については宿日直代行員が取扱う。

調整方針は以上であります。38ページから39ページには窓口業務の取扱いについて、1. 窓口での取扱い業務、2. 窓口開設時間、3. 閉庁時の取扱い、調整内容を総括表として取りまとめてありますので、御覧願います。

また、先進事例として40ページに載せてありますので、併せて御覧願います。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

土井議長 ただいまの専門部会長の説明について、何か質問ございませんか。

( 齋藤(賢)委員 挙手 )

土井議長 はい、齋藤(賢)委員。

齋藤(賢)委員 先進事例を見ますと、証明書の発行なんかの様式とか手数料、そういういろいろな手続きを統一するという事例もあるんですが、ここでは合併時まで調整するということなんですが、どこまで調整をするのか、その辺ある程度は大きい枠の中で決めておいた方がいいのかなと思うんですが、その辺お伺いします。

土井議長 はい、生活環境専門部会長。

松川生活環境部会長 それにつきまして、今、分科会、部会の中で検討中でありまして、先程話出ました在庫の部分もありますので、そのようなことで今検討中でありま

す。

土井議長 よろしいですか。

齋藤（賢）委員 それでは、あとで。

土井議長 そのほか質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 なしということでございますので、協議第31号は継続協議といたします。

・協議第32号 高齢者福祉事業の取扱い（協定項目25 - 12）について

土井議長 次に、協議第32号 高齢者福祉事業の取扱い（協定項目25 - 12）についてを議題といたします。

保健福祉専門部会長から説明させます。

浅野保健福祉専門部会長 それでは、高齢者福祉事業の取扱い（協定項目25 - 12）について御説明申し上げます。

はじめに提案の理由ですが、資料の60ページをお開き願います。

1市6町における65歳以上の高齢人口は、平成15年3月末現在で38,886人、総人口に占める割合は22.4%となっています。高齢者福祉事業については、介護保険制度の開始により、生きがいや自立支援を主体としたサービスへと転換しており、各市町において国等の制度に準じたサービスのほか独自のサービスを実施しています。新市においても高齢者が自分の住み慣れた地域で生きがいを持ち、可能なかぎり自立した生活を営むことができるまちづくりが必要と思われます。このため、従来の実績を踏まえながら、域内全体の均衡が保たれるよう再編や統合を図ることを調整方針とします。

次に、調整方針について御説明申し上げますので、資料の42ページにお戻り願います。調整方針ですが、13項目となっております。それでは、1番から順次御説明申し上げます。老人保健福祉計画については、介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。なお、審議会・推進委員会等の組織については、一本化する。2．長寿社会対策基金については、合併時に持ち寄り、一本化することとし、充当事業については、合併時まで調整する。3．寝たきり老人介護者等家族の会補助金については合併時に廃止し、新市において介護予防・地域支え合い事業等により支援していく。4．高齢者相談（訪問）については、他の代替施策への転換を図ることとし、合併時まで調整する。5．介護予防・地域支え合い事業（自立支援ホームヘルプサービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、給食サービス、配食サービス、訪問理美容サービ

ス、在宅高齢者等移動支援)については、新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時まで調整する。6. バリアフリー住宅普及促進事業については、県の基準に統一したうえで継続実施することとし、詳細は合併時まで調整する。7. 高齢者等住宅整備資金貸付については、現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後、新規貸付は実施せず、廃止の方向で新市において調整する。8. デイサービス事業(生きがい・ミニ)については、各地域の特色を活かしながら、また、ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については、制度を一本化し、新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時まで調整する。9. 老人クラブ(連合会・単位クラブ)の助成については、新市においても継続して実施する。なお、補助金の算定基準については統一することとし、詳細は合併時まで調整する。10. 敬老祝金については、77歳、88歳者に限定し一律10,000円支給とし、記念品及び弔慰金は廃止する。なお、100歳者の特別敬老祝金については、合併時まで調整する。敬老会事業については、全域を対象の式典と各地域の敬老会に分け、地域の敬老会については、地域の独自性・自主性を活かした内容とし、詳細は合併時まで調整する。11. 生活福祉センター・地域福祉センター・老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等の高齢福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、詳細は合併時まで調整する。12. 老人の生きがいと創造の事業及び老人スポーツ大会については、新市においても継続して実施する。ゲートボール広場の整備補助については、合併時に廃止し、新市の介護予防・生きがい対策の推進の中で新たな制度を検討する。13. 老人ホーム入所判定委員会については、新市において一本化したうえで継続して設置する、でございます。

次に、44ページをお開き願います。協議事項調整内容総括表の上の段、調整方針の欄はただいま御説明申し上げました13項目でございます。下の段の現況項目につきましては、(1)の老人保健福祉計画に関することから58ページの(18)入所判定委員会に関する事まで、18項目に分類しております。これは、調整方針の5. 介護予防・地域支え合い事業を自立支援ホームヘルプ事業に関する事、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業に関する事、給食サービスに関する事、訪問理美容サービスに関する事及び在宅高齢者等移動支援事業に関する事の5つの項目に分類した事によるものでございます。

次に、60ページには、平成15年3月末現在の1市6町の高齢人口数及び比率が表と

して記載されております。この表の中断には、先程御説明申し上げました65歳以上の人口割合が記載されております。石巻市が19.8%、河北町が27.6%、雄勝町が32.5%、河南町が25.8%、桃生町が26.2%、北上町が27.1%、牡鹿町が33.9%の状況となっております。

また、61ページから62ページには他先進地域の事例が記載されておりますので参考にしていただければと思います。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

土井議長 ただいまの専門部会長より説明がありました、何か質問ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 7番でありますけれど、高齢者等住宅整備資金貸付については、合併後、新規貸付は実施せずとここで明確に謳ってるんでありますけれど、これどのような理由で明確にこれを貸し付けは実施せずとなったものを伺っておきます。

土井議長 はい、保健福祉専門部会長。

浅野保健福専門部会長 お答えいたします。

この制度につきましては、河北町と牡鹿町が制度としてもっておりまして、河北町につきましては平成5年から貸し付けの実体がないということでございます、1つは。それから、牡鹿町につきましても平成10年に1件を貸し付けしておりまして、それ以降貸し付けがないということで、現在償還の部分だけの事務を執り行っているということでございまして、ここ平成5年からと平成10年以降、貸し付け実態がないということで廃止するというところでございます。

土井議長 よろしいですか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 これはその町の単独事業なわけですか。

土井議長 はい、保健福祉専門部会長。

浅野保健福専門部会長 さようでございます。

三浦委員 分かりました。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それではなしということなので、協議第32号は継続協議とさせていただきます。

・協議第33号 学校教育事業の取扱い(協定項目25 - 27)について

土井議長 次に、協議第33号 学校教育事業の取扱い(協定項目25 - 27)についてを議題といたします。

教育専門部会長から説明させます。

坂下教育専門部会長 先程は、公立学校等の通学区域の取扱いにつきまして原案どおりご確認をいただきましたこと、大変ありがとうございました。

それでは63ページ、協議第33号 学校教育事業の取扱い(協定項目25 - 27)に係るその調整方針の提案内容につきまして御説明申し上げます。

はじめに、78ページの提案理由を御覧願います。学校教育事業につきましては、将来を担う子どもたちに直接的関わりを持つ事業でありますことから、各市町とも重要施策として位置づけ、それぞれの教育委員会の方針のもと事業が実施されてきたところでございます。そうした状況の中で、平成10年度の学習指導要領の改訂によりまして、総合的学習の時間が増えるなど、特色のある教育、特色のある学校づくりに向けての学校教育における市町の役割はより重要になってきているところでございます。併せまして、平成14年度から実施されました完全学校週5日制によりまして、これまでもまして学校と地域、そして家庭が一体となった教育が求められているところでございます。当該1市6町の合併に係る学校教育事業の統合調整につきましては、各市町間において相違があるものについては、できるだけ合併時の統一を基本に調整することといたしますが、これまでの経緯、経過も含めまして、地域性とその実情を勘案する中で、合併時の統一が困難と考えられるものにつきましては、事務事業の内容に十分配慮し、新市移行後において、段階的な調整も含めてその統一を図ることといたしまして、併せて制度並びに施設の充実に努めるとともに、教育環境の充実・向上を図るため、先進事例も参考とする中で、教育指導内容そのものに係る項目を除く基本的な7項目としての調整方針を集約いたしましたところでございます。

調整方針を御説明申し上げます。63ページの調整方針、併せて64ページ以降の調整内容総括表を御覧願います。まず、第1点目の教員住宅につきましては、64ページ総括表(1)にお示ししてありますとおり、河北町と河南町を除く1市4町に30棟設置し

てございますが、建設当時と現在の必要性におきまして、交通事情等を含めて大きく変化している状況及び老朽化等も勘案し、63ページの1のとおり、その調整方針を、使用料も含め、現行のとおり新市へ引き継ぐ。なお、将来的な教育住宅のあり方については、新市において検討する、としようとするものであります。第2点目の、私立幼稚園運営費助成事業及び私立幼稚園就園奨励事業につきましては、66ページ総括表(2)及び(3)にお示ししてありますとおり、石巻市のみの事業であります私立幼稚園への運営費補助及び保育料の減免事業に対します助成としての幼稚園教育振興対策事業であることから、63ページの2のとおり、その調整方針を、石巻市の例により、現行のとおり新市に引き継ぐ、としようとするものであります。第3点目の、特殊教育児童生徒の就学補助及び就学奨励費並びに要保護・準要保護児童生徒の就学援助につきましては、68ページから70ページの総括表(4)及び(5)にお示ししてありますとおり、国県の補助基準単価を基本に身体的、経済的弱者に対する扶助費として全市町で実施しているものの、その内容に若干の差異があること、その差の統一が財政的に大きな影響を及ぼすものではないと考えられますことから、63ページの3のとおり、その調整方針を、石巻市の例により、合併時に統一する、としようとするものであります。第4点目の、スクールバス・スクールボートの運行及び通学費補助金については、72ページ総括表(6)及び(7)にお示ししてありますとおり、実施経緯として学校の統廃合及び地域の特殊事情がその背景にありますことから、63ページの4のとおり、その調整方針を、現行のとおり新市に引き継ぐ、としようとするものであります。第5点目の、授業料及び保育料等につきましては、74ページ総括表(8)にお示ししてありますとおり、高等学校は石巻市立としての2校のみであること、幼稚園は石巻市、河北町及び桃生町の1市2町に設置されておりますが、入園料の有無、保育料の差異並びに給食、送迎バス等の態勢も含めて大きく異なっており、合併時の統一は困難と判断されることから、63ページの5のとおり、その調整方針を、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年以内に統一する、としようとするものであります。第6点目の、奨学資金につきましては、74ページ総括表(9)にお示ししてありますとおり、その内容に差があるものの雄勝町を除く全市町において貸付制度があることから、合併時よりその基本内容を改め、新制度として立ち上げるものとし、63ページの6のとおり、その調整方針を、合併時に統一するものとし、取扱基準については、合併時までに調整する。ただし、合併前の貸付、償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ、と

しようとするものであります。なお、雄勝町における、貸付ではなく補助としての私費奨学金であります藤野育英会奨学金につきましては、合併時までにはその存続の是非を含め雄勝町において調整することといたしております。第7点目の、学校給食につきましては、76ページ総括表(10)にお示ししてありますとおり、河北町に委託の北上町を除く全市町に共同調理場が設置されているところであります。その提供内容にコストを含めての差異があることや、学校給食共同調理場運営審議会での審議の必要性等を考えた場合、合併時の統一は困難であるも、速やかな給食内容の均衡、給食費負担の均衡を図るべく、63ページの7のとおり、その調整方針を、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、給食費及び給食内容等については、合併後1年以内を目途に統一する、としようとするものであります。また、その効率性、採算性等の観点から、当然のごとく施設の統廃合や民間委託化の課題がございます。現時点で具体的にその見直し作業が進められているところもございますが、人員再配置や財政的側面も含めまして、新市移行後、全施設を対象に引き続き根本的な検討が必要と考えているところでございます。

以上、協議第33号 学校教育事業の取扱いに係る調整方針7項目について、78ページ以降にお示ししております関係法令並びに先進事例も参考にさせていただき、よろしく御審議をお願い申し上げます、調整方針の提案内容の説明にかえさせていただきます。

土井議長 専門部会長の説明に質問がございましたら。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 1点だけお伺いします。

3の特殊教育児童生徒の就学補助でありますけれども、これは石巻市の例により合併時に統一すると。それで、6では石巻市ということではなくして、合併時までには調整すると、こうあるんでありますけれども。なぜこの3が石巻市の例によりとなるのか、それは石巻市が基準どおりに支給していたと、他の町は基準どおりに支給していないということからくるんですかね。

土井議長 はい、教育専門部会長。

坂下教育専門部会長 お答え申し上げます。

まず、3の方の特殊教育児童生徒の就学補助及び就学奨励費並びに要保護・準要保護児童生徒の就学援助につきましてはですけれども、総括表御覧いただくとお分かりだ

と思うんですが、基本的には国庫補助基準で1市6町とも実施しているわけなんです  
が、項目の中には上限を設けなくて扶助費として支給をしている項目もございます。  
それで、御覧なっただくと分かると思うんですが、石巻市の方が扶助内容がいい  
んですね、若干ですけども。それで、合併してそのいい方に統一するということは  
これ理想なんですけれども、それを基本的に考えますと財政的にどうなのかという問  
題が必ずでてきます。ただこの場合、差が若干、ほんの少しだということで石巻市の  
例により統一するという形で調整方針を調整したということでございます。なお、事  
業費といたしまして1市6町総額でだいたい1億2,000万円から1億3,000万円くら  
いの財政的負担があるんですね。その中で、石巻市の例により統一するという形にな  
りますと、現在支給されている対象基準で試算、換算をいたしますとだいたい80万程  
度の増加にとどまるだろうと。そういうことから、財政的に大きな影響はないという  
判断がでてきたところでございます。

なお、6の奨学金につきましては、これは合併時に統一するということで調整をい  
たしまして、3と違うということでございますが、奨学金につきましては、これも総  
括表を御覧いただくとお分かりだと思うんですが、金額的にちょっと差があるところ  
もございます。基本的な形の目的は同じなんですけれども、そういった形の部分で、  
実際は予算化するんですけども補正をしながら、言葉はいいかどうか分かりません  
けれども、青天井というような形のものも実際実例としてあるようでございます。そ  
ういった部分を考えますと、この部分の所得制限やそれからいろんな形の基準がある  
わけでございますので、そういったものは合併時まで統一をしていきたいということ  
でございます。それで、その統一するうえにおいても、考え方といたしましては現在  
1市6町総体での予算措置しているその総額を基準にした中で、総人員を無制限調整  
をするということにはならないだろうというふうに思います。と言いますのは、財政  
対策としての一定の歯止めはこれは当然必要になってくるということもございませ  
ん。それから、会計処理の方法等が若干違おうと。一般会計をとおして貸付、償還を  
しているところもあれば、それから基金から直接というような事務の細かいところ、  
それから所得基準、成績基準等についても若干の差異、そういったものがございま  
すので、そういったものの基準を合併時まで統一をしていきたいということでの3番  
と6番目の文言表現の違いということになります。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 とても詳しく御説明いただきまして、よく分かりました。

ありがとうございました。

土井議長 そのほかございませんか。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 今の三浦委員のところと同じところで、本町の藤野育英会、この存続の有無、是非まで含めて取扱いを雄勝町で調整すると。ということは、調整するということは、本町でこれはぜひとも残したいと言ったときにはそれは残していただけるということ。それで、今のこれは貸し付けじゃありませんので、出しっぱなしですので、その対象者を、例えば線引きするのは非常に心苦しいんですが本町出身者ということで、旧本町出身者で区切ることもできるのか否か、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思うんです。

土井議長 はい、教育専門部会長。

坂下教育専門部会長 調整方針の説明のところでもお話申し上げましたけれども、藤野育英会、いわゆる公的な奨学金ではないわけでございますので、理事会というのがあるようでございまして、今、理事会でその部分の合併時までどうするのかと、当然存続の有無も含めてというふうな協議をしているようでございます。この間も理事会開かれたようでございまして、来年の5月の理事会まではその結論を出したい。ですから、いわゆる役所でやってる公的な奨学金でないものですから、その対象をこちらで決めるというわけにはいかない奨学金でございます。

それから、6番目の奨学金については合併時に統一をすることでございますので、統一された、つまり新市として1つになるわけですから、当然藤野育英会が仮に存続されたとして雄勝町さんは藤野育英会がありますから入りませんよということにはならないものですから、全市民全部同等、平等にそれは対象となるわけでございますので、あくまでも藤野育英会と公的な奨学資金というのは、一応きちっと分けた形になるうかと思えます。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 実は、今青天井とかどうのこうのとありました。実は、これに関しましては、

財源はそれこそ確定している1,700万円ほど年間藤野さんからいただいた土地で収入上がりまして、あと地元で固定資産税払わなくちゃいけませんのでだいたい800万円ぐらい一般会計の方に入っております。その内の200万円を下された方の意志を尊重して、今払っております。というのは、残してもいいのかと言ったのは、新市に財産全部引き継ぎますのでこの東京の財産はすべて新市の財産になります。そして、同じくらいの額が入ってきます。入ってきた額の中から、藤野育英会がもし存続するんであれば一般会計からその分を今のおり入れてくれるのか。あとはだれにやるかというのは藤野育英会の判断でございますので、一般会計から200万円というお金をそのまま入れていただけるのかと、裏には800万円という純の収入がございますので、その辺のところをちょっとできるのかと聞いたんで。

土井議長 はい、教育専門部会長。

坂下教育専門部会長 専門分科会なり専門部会で協議いたしましたのは、基本的には公的な奨学資金につきましては統一をいたしますと。ただ、藤野育英会につきましては公的資金以外の部分が基本となっているわけでございますので、こちらの部会の方でどうしなさい、こうしなさいという部分は言えない要素がかなりあるものですから、それにつきましては当然理事会の判断ということもでございますので。

藤本委員 歳出の判断で。

坂下教育専門部会長 ですから、そういった理事会の判断がございますので、どうしても継続といった場合には藤野育英会の奨学金そのものは継続されるかと思いますが、そこに同じように全区域を対象とした奨学制度というのが新たに現在の雄勝町の区域も対象にした中で発足するわけでございますので、その辺のところは存続の有無という中で、含めて協議をいただくという形になってございます。

(山下(壽)委員 挙手)

土井議長 はい、山下(壽)委員。

山下(壽)委員 この藤野育英会につきましては、今藤本委員が言ったように、雄勝町出身の方が貴重な財産を雄勝町の子どもたちのために育英資金として寄付するというものでいただいたわけなんですけど、それで藤野育英会という法人をつくりまして今運営しているわけです。ただ、東京の土地なわけですけども、その土地からあがる果実をもって一般会計に入れると、これもやはり目的をもって個人の意志ですから理事会の方でもその辺の方で今検討中なんですけれども、できるのであれば、元来育英

会の法人の方と町有財産というものは本当は別個なものなんですけれども、やっぱり運営についてはそういう目的がしっかりしてますので、そういう目的が新市に引き継いだ場合それが認められるのかどうかということが一番頭の痛めてるところなんですけれども、私も理事をしておりますので、この前の理事会ではこの1年かけてその辺もよく調整をして、存続する、しないというようなことにしたいというようなことで方針は決まっておりますけれども、個人の意志を尊重すれば当然それは継続していただかなければならないというようなことでもございますので、今後の調整の方へなるべくそういうことで御配慮をいただければと思います。

土井議長 はい、教育専門部会長。

坂下教育専門部会長 現在、奨学資金もっているところいっぱいあるんですけれども、その中には篤志奨学資金というものも当然あるわけでございまして、現状は一体運用という形になってございます。そして、今1市6町でもってる奨学資金制度と申しますのはあくまでも貸付制度でございまして、雄勝町の藤野育英会は補助と、いわゆる出しっぱなしという状況で、根本的にその辺が違います。それで、なおかつ雄勝町出身者ということで限定されているという状況もありますので、そういったいろんな形、今後変化していけるのかどうなのか、その存続の是非も含めて雄勝町に合併時まで調整をしていただきたいという形をお願いはしてございます。

土井議長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 そのほかございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第33号は継続協議とさせていただきます。

・協議第34号 社会福祉協議会の取扱い(協定項目25 - 31)について

土井議長 次に、協議第34号 社会福祉協議会の取扱い(協定項目25 - 31)についてを議題といたします。

保健福祉部会長から説明をさせます。

浅野保健福祉専門部会長 それでは、社会福祉協議会の取扱い(協定項目25 - 31)について御説明申し上げます。

はじめに提案の理由ですが、資料の86ページをお開き願います。社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進するため、昭和26年に社会福祉事業法、現社会福祉法によ

り位置づけられた法人で、現在全ての市町に設置されています。1市6町でもそれぞれに設置され、高齢者や障害者に対する様々なサービス事業や地域の福祉活動に関する支援などの事業を行なっています。社会福祉法では、一つの市町村に一つの社会福祉協議会を設置することとされているため、市町村合併に伴い社会福祉協議会も統合する必要があります。以上のことから、先に設置されています石巻地域広域社会福祉協議会合併協議会の協議経過等を踏まえ、合併時に統合できるよう支援に努めることとし、また、社会福祉協議会に対する補助、委託事業、施設管理運営、各社会福祉団体の事務取扱業務などについては、合併時まで調整を図ることとしております。

次に、調整方針について御説明申し上げますので、資料の81ページにお戻り願います。調整方針でございますが、社会福祉協議会の取扱いについては、石巻地域広域社会福祉協議会合併協議会での協議経過を踏まえ、合併時に統合ができるよう支援に努める。なお、社会福祉協議会に対する補助、委託事業、施設管理運営、各社会福祉団体の事務取扱業務などについては、合併時まで調整を図る、でございます。

次に、82ページをお開き願います。協議事項調整内容総括表の上の段、調整方針の欄はただいま御説明申し上げたとおりでございます。下の段の現況項目につきましては、 の名称から84ページの 社会福祉協議会に対する活動支援・育成事業に関することまで7項目に分類しております。

最後に86ページには関係法令が、また88ページから89ページには他先進地域の事例が記載されておりますので、参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

土井議長 ただいまの部会長の説明に対して質問ございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですので、協議第34号は継続協議とさせていただきます。

(4)その他

・第9回 石巻地域合併協議会の日程について

土井議長 次に、次第(4)のその他に移ります。

第9回 石巻地域合併協議会の日程について事務局から説明をさせます。

木村事務局長 90ページお開きいただきます。

こちらに、第9回の協議会の日程(案)として記載させていただいております。

まず、日時でございますが年明けまして1月22日木曜日でございますが、午前9時30分からを予定してございます。

場所は、同じく石巻ルネッサンス館でございます。

報告事項ですが、2件ほど予定しておりまして、小委員会からの報告でございます。

それから、協議事項ですが、当初6件予定しておりました。公共的団体等の取扱いから社会福祉協議会の取扱いでございます。それに、先程財産の取扱いが継続になってございますので7件。

それから、提案事項が14件を予定しております。項目が1月になりますとかなり多い形になりますので、午前中から継続していただきまして午後の時間帯まで入るような形になるかと思っておりますので、その辺ひとつよろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

土井議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さん何か質問ございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、第9回協議会の日程について原案を了承するに御異議ございませんね。

(「異議なし」という声あり)

## 5. その他

土井議長 これで、本日予定した議事は終了となりますが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

土井議長 他にないようでございますので、これで本日の議事を終わらせていただきますが、事務局から連絡事項がありますのでもうしばらくお待ちいただきたいと思います。

司会 それでは連絡事項でございますが、このあとの第1小委員会の会議の時間を、5分間休憩後開催させていただきたいと思っております。

また、第2小委員会は本日開催通知を差し上げておりますが、12月24日水曜日、午後1時30分から、石巻合同庁舎5階大会議室で開催いたしますのでよろしくお願いし

たいと思います。

もう一度繰り返しますが、第1小委員会については5分休憩後、再開させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

## 6. 閉会

司会 以上をもちまして、第8回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成16年 月 日

石巻地域合併協議会

署名委員

署名委員